

# 都市機能 市街地に集約

## 人口減で政府方針改定 住宅や公共施設

図る。1月中の閣議決定を目指している。

現行の基本方針は「高度成長期からの都市の外延化抑制」と「求心力のあるコンパクトな都市構造」を目標に挙げているが、具体策は示していない。現在検討中の改定案では、都市計画の見直しと郊外の農地、林の宅地開発抑制を明示。市街化調整区域の拡大や、業者への開発許可を厳格にするなどの方法で都市の拡散を防ぐ構えだ。

また郊外の公共施設を市街地に移すことも検討。中心部への移住を支援するため既存の住宅、マンションのリフォームに対する補助を充実、中古住宅の流通を促進して空き家の発生を防ぐとともに、購入した物件に欠陥があった場合に備えた保険制度の整備を目指す。

改定案は街のコンパクト化によって住民が徒歩や自転車で日常の用が足せるようになり、高齢者らも医療、介護が受けやすくなる」と分析。駅周辺などでは、高層ビル建設など思い切った土地の集約利用を進める一方、利用が見込めない郊外の土地は自然の再生を図るとしている。

政府は5日までに、

街づくりの基本理念をまとめた「都市再生基本方針」を大幅改定、郊外開発を抑制して都市機能を中心市街地にコンパクト化する方向性を本格的に打ち出すことを決めた。人口減少時代に対応し、ビジネス機能や住宅を市街地に集中させて効率化、自動車利用を減らし温室効果ガス排出抑制を



### 都市再生基本方針

#### 都市再生特別措

置法に基づいて都市の再生を進めるために政府が示す共通指針。2002年7月に閣議決定され、09年まで3回、改定された。都市は国の活力の源泉として、経済の国際競

争力向上や、住民の生活向上などの方向性を示している。地方自治体が作成する都市再生整備計画や、現在17都道府県の大都市エリアに65カ所ある都市再生緊急整備地域での計画策定の基になっている。